

PREMIO お役立ち情報

駐在員の自動車保険と企業側の対応方針

アメリカでの自動車事故時の損害賠償額は日本と比較しても非常に高額になる傾向があり、州により違いがあります。特にカリフォルニア州などでは2025年1月より、対人補償の最低義務額が1.5万ドルから3万ドルに引き上げられたことも影響しています。

損害賠償額の目安 (2025年時点のデータ: Forbes Advisor、CasePeer 参考)

アメリカの賠償額は「経済的損害（治療費・休業補償）」と「非経済的損害（慰謝料）」の合算で決まります。

負傷の程度	賠償額の一般的な範囲	主な内訳の例
軽微な怪我	\$10,000 ~ \$25,000	むち打ち、捻挫、数週間のリハビリ
中程度の怪我	\$25,000 ~ \$100,000	骨折、脳震盪、手術を伴わない椎間板ヘルニア
重傷・後遺障害	\$100,000 ~ \$1,000,000+	複雑骨折、外傷性脳損傷(TBI)、脊髄損傷
死亡事故	\$1,500,000 ~ 数百万ドル	逸失利益、葬儀費用、家族への慰謝料

アメリカ特有の注意点

過失相殺: アメリカでは、事故の責任割合によって賠償額が調整されます。ただし、このルールは州によって異なります。※過失相殺は相手への賠償額に関するルールであり、ご自身の怪我の補償 (Medical Payments / PIP) とは別の仕組みです。

無保険車の多さ: 相手が保険に入っていない、あるいは最低限の保険しか持っていない場合、自分の保険 (Uninsured Motorist Coverage) を使わざるを得ないケースが多くあります。

◆企業としての対応のあり方 (MHH Insurance Agency のご案内より)

もしも駐在員が過失事故を起こし、保険補償の限度額を超えた費用を自己負担しなければいけなくなったら...
このような事態を防ぐためには、企業側から以下のような対応を取ることが望まれます。

- ・ **推奨補償内容の設定**→企業として推奨する補償限度額を明示し、従業員がそれ以上の補償で加入するよう促す。
- ・ **保険ガイドラインの提供**→現地事情を踏まえた保険の選び方や注意点をまとめたガイドラインを配布。
- ・ **情報共有の徹底**→アメリカの医療費・弁護士費・賠償請求額が日本とは桁違いであることを、赴任前・赴任時にしっかりと伝える。
- ・ **契約前の理解促進**→保険契約前に補償内容を理解・納得したうえで加入するようサポート。

※MHH Insurance Agencyをご利用されている企業の中でも、こうしたガイドラインを設ける動きが広がっています。起きた後ではなく是非この機会に、駐在員の安全と企業のリスク管理の両面から、今一度ご検討いただくことをお勧めいたします。

日本語対応の自動車保険お探しですか？



日本語での迅速な
丁寧・安心・真心
サポート

契約時の
プローカーFee
なし

事故時の
手厚い
サポート

MHH Insurance

<https://www.mhhinsurance.com/jp.html>

3~5分の無料見積もりはこちから

自動車 住まい アンブレラ

MHH Insurance Agency | email:mhhinsurance.com | 206-755-5585

会員最大45%OFF!



選べる2つのプラン

社員も家族もお得

法人特別割引あり
24時間日本語対応だから安心

社有車
プラン

社員用
プラン

PREMIO アメリカで日本の安心をあなたに
24時間365日 日本語でサポート



法人お問い合わせ先 : salesmarketing@premio.com